

帯広市立栄小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 令和4年4月改定

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。帯広市立栄小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または、地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が**心身に苦痛を感じているもの**をいう。
＜いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義＞

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に積極的に取り組む。

児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

- あいさつ運動：
- いじめに関する授業や職員研修の実施
- 一人一人の児童が成就感や充実感・所属意識をもてる学級経営
- 「いじめ・非行防止サミット」
- 生徒指導交流会（5月、11月）

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- SC、SSWの積極的活用と周知
- いじめアンケートの実施（6月・10月・2月）
- 管理職による日常的な校内巡回
- 休み時間等における教員の校内巡回
- 保護者会等にていじめについて共通理解

重大事態への対応

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

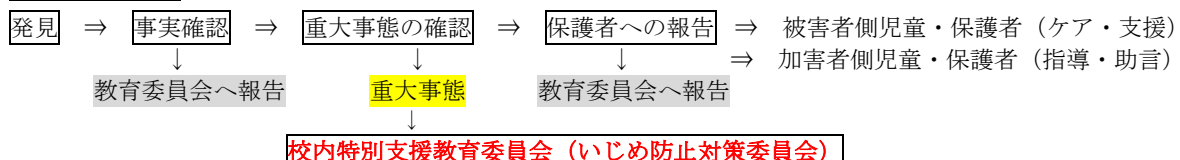
- いじめられた児童の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携、情報収集、指導体制確認
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

校内特別支援教育委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）教頭・特別支援教育コーディネーター運営の中心

校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・指導部担当・養護教諭・関係学級担任・特別支援学級担当ほか、必要に応じて教育委員会・専門機関（SSW、SCなど）・エリアファミリーを活用異校種関係者等も参加し、学期1回もしくは必要に応じて開催。

- 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導・支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施

いじめの対応



再発防止の徹底